

○丹波篠山市あいさつ運動推進事業補助金交付要綱

平成26年3月28日

要綱第6号

改正 平成29年3月28日要綱第20号

令和3年3月31日要綱第15号

(目的)

第1条 この要綱は、あいさつ運動を実施する団体に対し、あいさつ運動の実施又は啓発に必要な資材の購入に要する経費を補助することにより、あいさつ運動の促進を図り、もって、人権を尊重したあたたかいまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 団体 自治会、まちづくり協議会、見守り活動団体その他一定の地縁に基づくコミュニティを基盤とする団体及びその他の団体をいう。
- (2) 資材 ノボリ、ベスト、タスキ、帽子、腕章、懸垂幕等あいさつ運動の実施又は啓発に必要な資材をいう。
- (3) あいさつ運動 駅、商店、市立学校・園その他公の施設において複数人による声かけ、見守り活動等その他の啓発活動を行うことをいう。

(補助金交付対象団体)

第3条 補助金の交付は、あいさつ運動を自ら実施し、次の各号の要件を備え、市長が適当と認めた団体に対し、補助金を交付するものとする。

- (1) 団体の既存の取組に加え、あいさつ運動の目的を理解し、標語（「あいさつ運動実施中」）等を資材に記載し、活用する団体であること。
- (2) 団体として月2日以上定期的にあいさつ運動を実施するものであること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、資材の購入に要する経費の全額（ただし、自治会、まちづくり協議会、見守り活動団体その他一定の地縁に基づくコミュニティを基盤とする団体は、上限3万円としその他の団体は、上限1万5千円とする。）とし、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、あいさつ運動推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に資材販売業者が発行した見積書を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、内容を審査の上、補助金の交付を決定し、あいさつ運動推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請をした団体に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助金の交付を受けた団体は、当該年度の3月31日までに、あいさつ運動推進事業補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 経費の支払を証する書類（領収書等）の写し
- (2) 資材を活用したあいさつ運動の写真
- (3) その他市長が認めるもの

（補助金の請求）

第8条 補助金の交付決定を受けた団体は、前条の規定により実績報告書を提出し、市長の審査を受けた後、あいさつ運動推進事業補助金交付請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による適正な補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消等）

第9条 市長は、補助金の交付を受けた団体が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、あいさつ運動補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長がこの要綱により交付する補助金の目的を達成することができないと認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日要綱第20号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日要綱第15号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

あいさつ運動推進事業補助金交付申請書

年 月 日

丹波篠山市長 様

住所又は所在地  
団体名  
代表者名 印

年度あいさつ運動推進資材を下記のとおり購入したいので、補助金を交付願いたく、丹波篠山市あいさつ運動推進事業補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

団体の区分及び構成員	団体の区分（ ） 構成員（ ）人
実施内容	
実施予定日	
実施場所	

購入資材	個数	単価	合計額	補助申請額
		円	円	
		円	円	
		円	円	
合計		円	円	円

◎添付書類には、販売業者が発行した見積書の写しを添えてください。

◎補助申請額は、自治会、まちづくり協議会、見守り活動団体その他一定の地縁に基づくコミュニティを基盤とする団体は、上限30,000円としその他の団体は、上限15,000円としてください。

様式第2号（第6条関係）

あいさつ運動推進事業補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

様

丹波篠山市長



年 月 日付けで申請のあったあいさつ運動推進事業補助金については、下記の額を交付することに決定しましたので通知します。

記

金 \_\_\_\_\_ 円

様式第3号（第7条関係）

あいさつ運動推進事業補助金実績報告書

年 月 日

丹波篠山市長 様

住 所  
氏 名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったあいさつ運動推進事業補助金について、補助事業が完了したので、あいさつ運動推進事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

交付金額	円
完了年月日	年 月 日完了
実施内容	
実施日	
実施場所	
添付書類等	(1)経費の支払を証する書類（領収書等）の写し (2)資材を活用したあいさつ運動の写真 (3)その他市長が認めるもの

様式第4号（第8条関係）

あいさつ運動推進事業補助金請求書

年 月 日

丹波篠山市長 様

住所又は所在地

団体名

代表者名

印

年 月 日付け 第 号で交付決定がありましたあいさつ運動推進事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、 \_\_\_\_\_ 年度あいさつ運動推進事業補助金

補助金交付決定額 \_\_\_\_\_ 円

既受領額 \_\_\_\_\_ 円

今回請求額 \_\_\_\_\_ 円

振込先

振込金融機関名	
振込口座番号	
口座名義人	

様式第5号（第9条関係）

あいさつ運動推進事業補助金交付決定取消通知書

第 号  
年 月 日

様

丹波篠山市長



年 月 日付けで交付決定した 年度あいさつ運動推進  
事業補助金については、下記の理由によりその決定を取り消します。

記

理由

--

様式第1号 (第5条関係)

様式第2号 (第6条関係)

様式第3号 (第7条関係)

様式第4号 (第8条関係)

様式第5号 (第9条関係)